

# つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月10日(月)午後1時30分から午後2時18分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1, 2会議室

3. 出席者

農業委員(10人)

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出
委 員	9番	飯 泉 秀 夫
委 員	10番	矢 口 剛

農地利用最適化推進委員(9人)

委 員	大 山 謙 吉
委 員	竹 内 正
委 員	飯 田 一 夫
委 員	中 山 博 司
委 員	久 下 豊 一
委 員	鈴 木 利 一
委 員	中 村 実
委 員	豊 島 芳 夫
委 員	羽 田 貞 義

農業委員会事務局職員(3人)

事務局 長	古 谷 隆 夫
事務局 長補佐	石 神 正 夫
主 査	大久保 慎太郎

4. 欠席委員

農業委員 なし

農地利用最適化推進委員（1人）  
委 員 高 津 芳 夫

5. 傍聴者  
なし

6. 議案  
議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について  
議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について  
議案第3号 非農地証明発行可否について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

#### 1. 事務局（古谷事務局長）

定刻となりました。

只今より，平成30年12月定例総会を開会いたします。

携帯電話等につきましては，電源を切るか，マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは，はじめに，定例総会の開催にあたりまして，齊藤会長より皆様にご挨拶を申し上げます。

#### 1. 議 長（齊藤会長）

お忙しい中，12月の定例総会にご出席を頂き有難うございます。

本日の総会には農地利用最適化推進委員の皆さんにもご出席頂いており，推進委員の方にも感謝申し上げます。

平成30年も残りわずかとなりましたが，この1年間皆さん方には，農業委員会での審議や農地利用最適化の推進に向けた取り組みなど，積極的に取り組んで頂きました。特に，農地利用の最適化に向けては，耕作放棄地調査，あるいは相対耕作地の利用権設定促進に取り組んで頂きました。

耕作放棄地調査では，耕作放棄地の削減までには至っていませんが，より精度の高い調査をして頂いたと思っています。また，相対耕作地の利用権設定促進については，

具体的な利用権設定面積としては限定的な結果となりましたが、認定農業者など受け手の方の意識はそうとう高まったと判断しています。今後、徐々に利用権設定に動いていくと思っています。

いずれにしましても、皆様のご努力で一定の成果を得ていると思っています。これらの取り組みは終わりのない取り組みと言えますので、継続的な取り組みをお願いします。

本日の総会は、議案4件と報告事項2件となっています。皆様の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。

よろしくお願いいたします。

## 1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名でございます。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

また、今月は農地利用最適化推進委員の皆様にも出席をしていただいておりますが高津委員が欠席となっておりますのでご報告いたします。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっております。議事の進行は齊藤会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

1番谷口委員、2番菊地委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については、事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。

1ページをご覧ください。

受付番号1番，申請理由は建設発生土による盛土をするための使用貸借となっております。申請地は，■■■■字■■■■■■■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積は138㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積は340㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積は16㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番・■■■■番合併，地目は登記，現況とも田，面積は416㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番合併，地目は登記，現況とも田，面積は238㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積は584㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■の一部，地目は登記，現況とも畑，面積は438㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積は185㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積は284㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積は337㎡，合計10筆2,976㎡でございます。

平成31年6月30日までの一時転用となっております。

続きまして受付番号2番，申請理由は資材置場整備のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は2,431㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は425㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は0.6㎡，合計3筆2,856.6㎡でございます。

続きまして受付番号3番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は426㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は15㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は15㎡，合計3筆456㎡でございます。

続きまして受付番号4番，申請理由は飲食店建築のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は702㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は191㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は2,062㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は1,088㎡，■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は221㎡，合計5筆4,264㎡でございます。

以上です。

## 1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果の報告をいただきたいと思います。9番飯泉委員よりお願いします。

### 1. 飯泉委員

はい。12月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

午前9時より、齊藤会長、谷口委員、栗原委員と私、事務局から中山さん、大久保さんで行いました。

受付番号1番、地図は3ページになります。

申請地は、豊体から守谷市に向かう県道野田牛久線の青木の信号のすぐ近くの位置にあります。以前に盛土の許可が出された農地の隣になります。現在、水が溜まっているような状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、建設発生土による盛土をするための許可要件を満たしていると考えます。

申請者は、申請地10筆、合計2,976㎡に建設発生土による盛土をして、畑として利用するために申請されたもので、平成31年6月30日までの一時転用となっております。

なお、搬入する建設残土につきましては、千葉県内の住宅建設に伴う発生土で、畑として埋め立てて十分使用に耐える土であると事務局が実施した現地確認時の写真等でも確認をしております。

続きまして受付番号2番、地図は4ページになります。

こちらは、板橋不動尊の北側にある基盤整備された畑です。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地3筆、合計2,856.6㎡を利用し、単管パイプ8,000本、型枠資材700個を置き、4tトラック1台、作業車3台を駐車する計画となっております。

申請者は、同一大字内に本店を有しており、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は5ページになります。

こちらの農地は、陽光台小学校の東側、みらい平の開発区域から道路を1本隔てた農地で更地の状態になります。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、市立陽光台小学校と学校法人沼田学園陽光台保育園があることから3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地3筆456㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

なお、この区域にはつくばみらい市による道路の計画がありまして、この付帯条件としまして、完成時には撤去するということが条件として記載されております。

続きまして受付番号4番、地図は6ページになります。

申請地は谷和原庁舎前からつくば方面に向かう県道つくば野田線沿いの茨城ゴルフ場の手前側にあります。整地されて更地の状態になっていました。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に2以上の医療施設、教育施設があります。一つは横張歯科医院、もう一つは、きらり保育園があることから3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地5筆4、264㎡を利用し、飲食店と喫茶店を建築する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、飲食店等を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

書類審査及び現地調査の報告が終わりましたので、早速、審議に入ります。

まず、受付番号1番につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号3番につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。  
(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

続いて、受付番号4番につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。  
(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので、採決いたします。  
議案第1号について、原案の通り許可することに賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございました。  
全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

1. 事務局(大久保主査)

はい。議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を説明させていただきます。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は5件となっております。  
7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積1,596㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも畑、面積576㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも畑、面積920㎡、■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも畑、面積238㎡、合計2筆1,158㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■■■字■■■■番，地目は登記、現況とも田、面積1,620㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は[ ]字[ ]番[ ]，地目は登記，現況とも田，面積6，750㎡，[ ]字[ ]番[ ]，地目は登記，現況とも田，面積1，410㎡，[ ]字[ ]番[ ]，地目は登記，現況とも田，面積2，631㎡，[ ]字[ ]番[ ]，地目は登記，現況とも田，面積410㎡，合計4筆11，201㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては，別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりました。続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

まず，受付番号1番につきまして，1番谷口委員よりお願いいたします。

## 1. 谷口委員

はい，私の方から議案第2号，農地法第3条の規定による所有権移転の許可について，受付番号1番，12月3日午前9時から行った書類審査，現地調査結果について報告いたします。

当日のメンバーは，事務局から中山主査，大久保主査，齊藤会長，飯泉委員，栗原委員，私の計6名で行いました。

地図は9ページになります。

申請地は小張愛宕神社の東側になります。地図上の斜線部分の左上には土砂が高く盛られているところで，申請地は草が生えており耕作放棄地に近い状態でした。

申請者は，借入地約55アールを耕作しており，常時従事者は2名で，ブルーベリーを作付する農地所有適格化法人です。

申請地は，登記現況とも田，1筆1，596㎡で規模拡大のため売買により譲り受け，ブルーベリーを作付する予定です。

以上のことから，1番については，農機具等も所有しており，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしていると考えますので，許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議の程，よろしくお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。

続いて、谷和原地区につきまして、7番羽田委員よりお願いいたします。

## 1. 羽田委員

はい、12月3日に書類審査、現地調査を行いました。谷和原地区でございます。メンバーは事務局から石神さん、大久保さん、齊藤会長、中山職務代理、菊地委員と私羽田です。

議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可について、受付番号2番、3番は、譲受人が同一のため、一括して報告いたします。

地図は10ページになります。

現地は3筆ともきれいに除草されておりました。

申請者は自作地と借入地あわせて約250アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、さつまいも、落花生を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、3筆1,734㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、さつまいも、落花生を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は11ページになります。

こちらは、谷和原庁舎から小絹に向かってJAホールの信号を左折しまして、筒戸の農村集落センターの東側に位置するところです。現地は管理された田でした。

申請者は自作地と借入地あわせて約2,414アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は4名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆1,620㎡を規模拡大のため兄弟間の贈与により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号5番、地図は12ページになります。

こちらは、古川交差点をみらい平方面に向かいまして、県道右手に常磐道がありますが、常磐道の上り側の田でございます。現地は水稻を耕作した田で、管理されておりました。

申請者は、自作地約114アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、4筆11,201㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、受付番号2番から5番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

それでは、報告が終わりましたので審議いたします。

まず、受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい。宮田委員。

1. 宮田委員

はい。譲受人はここでブルーベリーを作付けするということですが、このあたりの農地はかなりの湿田なので、果たしてできるのか。かなり前になりますが近くに産廃が置かれたというようなこともあったので、大丈夫なのか心配なものでお聞きしたいのですが。

1. 議 長（齊藤会長）

はい。事務局わかりますか。

1. 事務局（大久保主査）

申請の代理人から得た情報によりますと、現地にチップを10～20センチメートルほど搬入してからブルーベリーを植えたいということでした。チップの搬入については農地法に係る手続きは必要ありませんが、入れすぎてしまうと栽培の方にも影響してしまうと思われるので、そこは注意してほしいということを伝えております。

1. 議 長（齊藤会長）

宮田委員どうですか。

1. 宮田委員

きちんとやってもらえるならいいのですが、周りには一生懸命に耕作している人もいますので、人通りも少ないところなので、変なものを持って来たり、迷惑がかかるようでは困るので確認させてもらいました。

はい、わかりました。

1. 議 長（齊藤会長）

今の宮田委員のご心配もごもつともなので、我々としても今後の農地パトロールなどの機会に注意してチェックしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

その他ございますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番，3番は譲受人が同一ですので一括して審議を進めます。2番，3番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、受付番号5番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい。では、飯泉委員からお願いします。

1. 飯泉委員

はい。売買単価が■■■■■■■■■■円と非常に安いと思うのですが、何か土地の事情などが加味された値段なのでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、わかりました。

では、続いて矢口委員からもお願いします。

1. 矢口委員

譲渡人の方は、これまで農業をしていたのですか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、では事務局から合わせてお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。まず、売買金額につきましては、譲渡人と譲受人の双方の合意によるものなので、事務局でなぜこの額になったかは把握しておりません。これまでも耕作している土地で、土地の状態が悪いというようなことも聞いておりません。

それと、譲渡人は、現在は龍ヶ崎市に転出していますが、これまでこちらの土地は自作地となっております。荒れている状態ではなかったのですが、実際には相対で地元の方に作付けしてもらっていたものと思いますが、転出したことをきっかけに手放されるものなのかと思います。

1. 議 長（齊藤会長）

お二方よろしいですか。

（両委員頷く）

1. 議 長（齊藤会長）

はい。他に質問はありますか。

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は10件となっております。

13ページをご覧ください。

受付番号1番, 申請地は, ■■■字■■■■番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は1,054㎡でございます。

続きまして受付番号2番, 申請地は, ■■■字■■■■番, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は509㎡でございます。

続きまして受付番号3番, 申請地は■■■字■■■■番, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は413㎡, ■■■字■■■■番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は238㎡, ■■■字■■■■番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は1,008㎡, 合計3筆, 1,659㎡でございます。

続きまして受付番号4番, 申請地は, ■■■字■■■■番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は823㎡でございます。

続きまして受付番号5番, 申請地は, ■■■字■■■■番, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は6,783㎡でございます。

続きまして受付番号6番, 申請地は, ■■■字■■■■番, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は261㎡でございます。

続きまして受付番号7番, 申請地は, ■■■字■■■■番, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は1,831㎡でございます。

続きまして受付番号8番, 申請地は■■■字■■■■番, 地目は登記 山林, 現況畑, 面積は1,176㎡,

■■■字■■■■番, 地目は登記 山林, 現況畑, 面積は1,077㎡, ■■■字■■■■番, 地目は登記 山林, 現況畑, 面積は3,507㎡, 合計3筆, 5,760㎡でございます。

続きまして受付番号9番, 申請地は, ■■■字■■■■番, 地目は登記山林, 現況畑, 面積は2,163㎡でございます。

続きまして受付番号10番, 申請地は, ■■■字■■■■番, 地目は登記畑, 現況宅地, 面積は11㎡, ■■■字■■■■番, 地目は登記畑, 現況宅地, 面積は, 5.58㎡, 合計2筆, 16.58㎡でございます。

以上です。

## 1. 議 長 (齊藤会長)

事務局の説明が終わりました。それでは, 続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

まず, 伊奈地区につきまして, 4番栗原委員よりお願いいたします。

## 1. 栗原委員

はい。12月3日の8時50分から、齊藤会長、谷口委員、飯泉委員、私と事務局から中山さん、大久保さんで行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番から9番は同一の地域になりますので一括してご説明いたします。

地図は16ページになります。

申請地は、平和台住宅の北東側へ点在しております。一部を除いて、つる草や竹などが生い茂り荒れている状態でした。また、申請地周辺にも入り組んだ土地がございますが、多くがすでに非農地として地目変更されております。

今回提出されました受付番号1番から9番につきましては、議案書説明欄に記載のとおり、農地に復元しても継続して利用することが難しいと見込まれます。

以上のことから、受付番号1番から9番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き農地転用関係に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続いて、谷和原地区につきまして、5番中山職務代理者より報告をお願いします。

## 1. 中山会長職務代理者

はい。12月3日午後に行った書類審査、現地調査結果についてご報告いたします。メンバーは、齊藤会長、羽田委員、菊地委員と私、事務局から石神さん、大久保さんの6名で行いました。

地図は17ページになります。谷原大橋の手前の信号を左に入りまして、TXの線路の2本手前の交差点を右折した突き当りの場所になります。現地はブロック塀と生垣で囲まれており、宅地として利用されている状況でした。

今回提出されました受付番号10番につきましては、申請書類等を審査したところ、昭和43年8月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、10番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

それでは調査部会の報告が終わりましたので審議いたします。

まず、受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号4番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号5番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号6番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号7番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号8番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、矢口委員どうぞ。

1. 矢口委員

地目が、登記が山林で現況が畑となっておりますが、非農地にするメリットは何かあるのでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局お願いいたします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。登記が山林であっても、現況が農地の場合には農地法の適用を受けますので、非農地にすることで、農地法の適用を受けなくなりますので、転用許可申請の必要がなくなるなどのメリットがあると思います。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいでしょうか。

（矢口委員頷く）

1. 議 長（齊藤会長）

他にありますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

では、続いて受付番号9番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号10番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第3号は、非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を18ページの総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が17筆で、50,559㎡、畑が4筆で、3,534㎡、合計21筆、54,093㎡となります。貸し手が9人で、借り手が7人となります。

更新案件ですが、田が20筆で、43,796㎡、畑が7筆で、8,091㎡、合計27筆で51,887㎡となります。貸し手が11人で、借り手が9人となります。合計では、田が37筆で、94,355㎡、畑が11筆で、11,625㎡、合計48筆で、105,980㎡です。貸し手が20人で、借り手が16人となります。

利用権の設定開始は平成31年1月からとなります。

詳細につきましては、19ページから21ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

以上となります。

1. 議長(齊藤会長)

はい、事務局の説明が終わりましたが、20ページの受付番号39番について補足をさせていただきます。事務局から説明願います。

1. 事務局(大久保主査)

こちらの場所については、伊奈東中学校の道を挟んで反対側になります。今まで伊

奈東中学校で駐車場として賃貸していた土地です。■■■■字■■■■番■■■の一部1,500㎡を、所有者に返還することになり、学校教育課で砕石等の撤去を行い、現況の測量を行い耕運した土地で、現況面積は1,800㎡でした。

今後は、■■■■字■■■■番■■■の一部を、現況を農地にしたいとの所有者からの要望があり、農業委員会で現況の確認をすることになりました。

本来なら、作付け後に農業委員3名以上で確認後、現況証明等で対応になりますが、現在は農繁期でなく作付けもすぐには行われないことから、12月3日の現地確認及び利用権設定の申請をもって現況を農地として認めても問題ないとの結論から、今回の申請書を受理しております。

耕作者は、周辺の農地で、所有者から利用権を設定し、ネギの栽培をしている農業者で、4Hクラブにも所属されている方です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

それでは審議いたしますが、只今の件もご了解いただきたいと思います。

こちらの議題は、受付番号46番から48番については、菊地委員が議事参与となりますので、二つに分けて審議していきたいと思います。

はじめに、受付番号1番から45番について審議いたします。

こちらにつきまして、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。

受付番号1番から45番について賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第4号の受付番号1番から45番までは原案のとおり許可することに決定しました。

続きまして、受付番号46番から48番について審議いたします。

菊地委員の退席をお願いします。

（菊地委員退室）

#### 1. 議長（齊藤会長）

それでは審議いたします。受付番号46番から48番まで質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

#### 1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので、採決いたします。

議案第4号、受付番号46番から48番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

#### 1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、受付番号46番から48番についても原案のとおり許可することに決定いたしました。

菊地委員の入室をお願いします。

(菊地委員入室)

#### 1. 議長(齊藤会長)

以上により、議案第4号はすべて原案のとおり許可することに決定いたしました。

議案書の(案)を削除願います。

審議事項は、以上です。

続きまして報告事項について、2件一括して事務局より説明をお願いします。

#### 1. 事務局(古谷事務局長)

はい。報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。22ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは、4件です。

受付番号1番は、福岡地区の工業団地の事業用地としての売買です。2番はみらい平地区の自己住宅建築のための売買です。3番、4番はみらい平地区の建売住宅建築のための売買となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。議案書は23ページから25ページになります。

今回の合意解約は14件です。

解約の理由ですが、14件中13件は、耕作者変更のための解約です。うち4件は

所有者自身の耕作となります。

残る1件は、受付番号8番です。議案第1号でご審議をいただきました、建設発生土による盛土を行うため解約するものです。

報告事項は以上です。

#### 1. 議 長（齊藤会長）

報告事項が終わりましたので、本日予定しました議案はすべて終了しました。

以上をもちまして、12月定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。